



# 長野県報

10月26日(月)  
令和2年  
(2020年)  
第150号

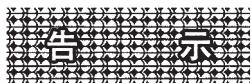
## 目 次

### 告 示

長野県議会定例会の招集（財政課）	1
長野県収入証紙売りさばき人の氏名（名称）等変更の届出（2件）（会計課）	1
長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し（会計課）	2

### 公 告

特定調達契約に係る一般競争入札（道路建設課）	2
開発行為に関する工事の完了（2件）（都市・まちづくり課）	6
特定調達契約に係る一般競争入札（医療政策課）	6



ます。

令和2年10月26日

長野県知事 阿部 守一

財政課

### 長野県告示第518号

令和2年11月26日、長野県議会定例会を長野市に招集し

### 長野県告示第519号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第15条第1項の規定により、令和2年10月24日、次のとおり売りさばき人の氏名（名称）等の変更の届出がありました。

令和2年10月26日

長野県知事 阿部 守一

	売りさばき人の 氏名（名称）	住 所	売りさばき場所
新	木曾農業協同組合 北部支所	木曾郡木祖村藪原1191-36	木曾農業協同組合北部支所 木曾郡木祖村藪原1191-36
旧	木曾農業協同組合 木祖支所	木曾郡木祖村藪原1019-1	木曾農業協同組合木祖支所 木曾郡木祖村藪原1019-1

会計課

### 長野県告示第520号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第15条第1項の規定により、令和2年10月24日、次のとおり売りさばき人の氏名（名称）等の変更の届出がありました。

令和2年10月26日

長野県知事 阿部 守一

	売りさばき人の 氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
新	木曽農業協同組合 南部支所	木曽郡大桑村長野2981-6	木曽農業協同組合南部支所 木曽郡大桑村長野2981-6
旧	木曽農業協同組合 大桑支所	木曽郡大桑村長野2971-4	木曽農業協同組合大桑支所 木曽郡大桑村長野2971-4

会 計 課

**長野県告示第521号**

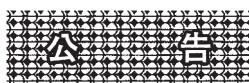
長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、令和2年10月23日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

令和2年10月26日

長野県知事 阿部 守一

売りさばき人の 氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
信州諏訪農業協同組合 岡谷支所今井営業所	長野県岡谷市今井1150番地3	長野県岡谷市今井1150番地3 信州諏訪農業協同組合 岡谷支所今井営業所

会 計 課

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

令和2年10月26日

長野県松本建設事務所長 坂田 浩一

**1 入札に付する事項**

## (1) 工事名

令和2年度 防災・安全交付金(道路)工事

## (2) 工事箇所名

一般国道158号 松本市 猪平

## (3) 工事概要

トンネル工(NATM工法)

L=1,060m W=6.5(9.0)m

## (4) 工期

令和3年6月長野県議会の議決の日から約1,310日間(債務負担行為設定済)

## (5) 落札方式

本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式を適用する工事です。

**2 入札に参加する者に必要な資格**

本工事の競争入札参加資格は、次に掲げる要件を満たす任意の3者を構成員とする特定建設工事共同企業体(以下「特定JV」)

という。)とし、かつ、当該工事に係る競争入札参加資格確認の結果、資格があると認められた特定JVとします。

(1) 特定JVの各構成員は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

イ 長野県の発注する建設工事及び建設コンサルタント等の業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成4年長野県告示第640号)により土木一式工事の認定を受けていること。

ウ 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月18日付け22建政技第337号)に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

エ 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定により土木一式工事に係る特定建設業の許可を有していること。

オ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

カ 長野県において、滞納している県税等徴収金がないこと。

キ 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と経営上密接な関連がある者でないこと。